

清水町定員適正化計画

(平成17年度～平成21年度)

平成18年3月

清水町

《 目 次 》

1	趣旨	1
2	計画の期間	1
3	対象職員	1
4	これまでの取組み状況	1
	(1) 過去の職員数の推移	
	(2) 「定員モデル」との比較	
	(3) 「類似団体別職員数の状況」との比較	
5	目標	2
	(1) 年次別目標職員数	
	(2) 年次別部門別目標職員数	
	(3) 年次別職種別目標職員数	
6	退職者による欠員補充の基本的な考え方	4
	(1) 一般事務職（公営企業部門を含む。）	
	(2) 教諭・保育士	
	(3) 技能労務職	
	(4) 消防職	
7	定員管理の方策	4
	(1) 組織・機構の見直し	
	(2) 事務事業の見直し	
	(3) 職員の適正な配置	
	(4) 職員の能力向上	
8	計画の公表	5

1 趣旨

地方分権の推進、三位一体の改革などの状況や、少子高齢化社会の急速な進展などによる厳しい財政状況や人口減少化においても、健全財政に努め、積極的なまちづくりを推進し、引き続き住民サービスを維持・発展させるため、清水町行政改革大綱に基づき、清水町定員適正化計画を定め、適正な定員管理を行うものです。

2 計画の期間

平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 か年計画とし、必要に応じて見直しを行います。

3 対象職員

計画の対象は全部門（一般行政、教育部門及び公営企業等）の常時勤務する一般職の職員とします。

4 これまでの取組み状況

定員管理の適正化を進める際の基準となる定員の算定方法である「定員モデル」や「類似団体別職員数の状況」による職員数を踏まえ、行政改革実施計画（計画期間：平成 15 年度～平成 17 年度）において、目標数値を 277 人とし、定員管理の適正化に努めてきました。

(1) 過去の職員数の推移

(各年度 4 月 1 日現在)

項目	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
一般行政部門	154 人	159 人	153 人	147 人	156 人	158 人	151 人
特別行政部門	108 人	111 人	116 人	117 人	113 人	110 人	103 人
うち消防部門	39 人	39 人	42 人	42 人	41 人	42 人	42 人
うち教育部門	69 人	72 人	74 人	75 人	72 人	68 人	61 人
公営企業部門	15 人	14 人	15 人	14 人	18 人	16 人	17 人
総職員数	277 人	284 人	284 人	278 人	287 人	284 人	271 人

出所：地方公共団体定員管理調査

(2) 「定員モデル」との比較

(各年度4月1日現在)

項目	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
対象職員数	152人	152人	157人	151人	152人	152人	151人
定員モデル試算値	154人	154人	158人	158人	158人	153人	153人
超過数	▲2人	▲2人	▲1人	▲7人	▲6人	▲1人	▲2人
超過率	▲1.32%	▲1.32%	▲0.64%	▲4.64%	▲3.95%	▲0.66%	▲1.32%

出所：地方公共団体定員管理調査

※ 「定員モデル」とは人口、行政面積、道路延長などの行政需要と密接に関連すると考えられる指標と職員数の関係を分析し、これに基づいて地方自治体の参考となる職員数を算式により求めたものです。

(3) 「類似団体別職員数の状況」との比較

普通会計部門の職員数の参考となる「類似団体別職員数の状況」の職員数294人に対し、当町の普通会計部門の職員数は254人となっています。

※ 「類似団体職員数」とは、全国の市町村を人口と産業構造により、市については36類型、町村については85類型に分類し、人口1万人当たりの数値から基準となる職員数を算定したものであり、定員モデルの対象外部部門（教育、消防等）も対象としていることや、定員モデルより、さらに細かい部門間の比較が可能となるものです。

5 目標

総務省が平成17年3月に策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」によると、平成11年から平成16年まで過去5年間の地方公共団体の総定員の純減である4.6%を上回る総定員の純減を図る必要があるとされており、当町においては、平成17年4月1日現在の総職員数271人を今後5年間で約4.8%削減し、平成22年4月1日における総職員数の目標を258人とします。

(1) 年次別目標職員数

(各年度4月1日現在)

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	17年度 と22年 度比較
職員数	271人	269人	269人	265人	261人	258人	▲13人
採用者数	0人	3人	1人	1人	4人	3人	—
退職者数	5人	1人	5人	8人	6人	—	—
対前年度	▲13人	▲2人	0人	▲4人	▲4人	▲3人	▲4.8%

(2) 年次別部門別目標職員数

(各年度4月1日現在)

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
一般行政部門	151人	149人	150人	146人	143人	142人
特別行政部門	103人	102人	101人	101人	100人	98人
うち消防部門	42人	41人	41人	42人	42人	42人
うち教育部門	61人	61人	60人	59人	58人	56人
公営企業部門	17人	18人	18人	18人	18人	18人
総職員数	271人	269人	269人	265人	261人	258人

(3) 年次別職種別目標職員数

(各年度4月1日現在)

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	17年度 と22年 度比較
一般行政職等	158人	159人	160人	157人	156人	155人	▲3人
教諭・保育士	50人	49人	49人	47人	47人	46人	▲4人
消防職	42人	41人	41人	42人	42人	42人	0人
技労職	21人	20人	19人	19人	16人	15人	▲6人

6 退職者による欠員補充の基本的な考え方

人員の削減は、退職者不補充によって行います。

また、退職者の補充については、職種毎に必要な人員を精査し、必要最小限としますが、組織の新陳代謝と将来の組織を支える人材の計画的な確保にも配慮します。

職種別の退職者の補充についての考え方は次のとおりとします。

(1) 一般事務職（公営企業部門を含む。）

退職者数に対して、原則 50%以内の補充とします。

(2) 教諭・保育士

全国的に少子化傾向にあり、現状の児童数より増加しないと予想されることや、民営化を踏まえ、臨時教諭・保育士による対応とし、原則として欠員は補充しないこととします。

(3) 技能労務職

民間委託及び臨時職員等による対応とし、欠員は補充しないこととします。

(4) 消防職

救急救助活動及び消火活動等に支障をきたさぬよう、定員適正化の目標の範囲内での補充とします。

7 定員管理の方策

定員管理の具体的方策は、次の手法に総合的に取組み、目標達成を目指します。

(1) 組織・機構の見直し

簡素で効率的な業務執行体制となるよう弾力的に組織・機構の見直しを行い、課及び係の統廃合を図ります。

(2) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

事務事業の見直しを継続的に行い、業務の効率化を図るとともに、外部委託の推進に努めます。

(3) 職員の適正な配置

新規行政需要や業務量の変化に柔軟に対応し、常に業務量に見合った適正な職員配置に努めます。

(4) 職員の能力向上

計画的かつ効果的な職員研修の実施により、職員の意識改革と能力開発を図り、公務能率の向上に努めます。

8 計画の公表

定員適正化計画の進捗状況を町広報や町ホームページを通じて公表し、情報の公開・人事行政の透明性の向上を図ります。